

高齢者住宅等安心確保連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 高齢者住宅等安心確保事業実施上の諸問題について協議を行う。また、併せて生活援助員及び地域訪問活動に従事する者の資質の向上を図る。

(設置)

第2条 高齢者住宅等安心確保事業の円滑な運営を図るため、高齢者住宅等安心確保連絡協議会（以下「本協議会」という。）を設置する。

(構成者)

第3条 市の老人福祉、保健担当部門の職員、市社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センター職員、生活援助員その他地域の高齢者保健福祉の推進のために必要と認められる者

(事務局等)

第4条 本協議会の事務局を西宮市生活支援課に置き、座長は、同課長とする。

(会議の招集等)

第5条 本協議会は生活支援課長が招集し、必要に応じて年1回以上開催する。

(秘密の保持)

第6条 本協議会の構成員は、事業実施に伴い知り得た秘密を漏らしてはならない。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。